

「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想

平成25年8月

「民族共生の象徴となる空間」における
博物館の整備・運営に関する調査検討委員会

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 博物館設立の背景 | 1 |
| 2. 博物館の理念と目的 | 3 |
| 3. 博物館の基本的な業務 | 6 |
| ①展示 | 6 |
| ②教育・普及 | 7 |
| ③調査・研究 | 8 |
| ④博物館人材育成 | 9 |
| ⑤収集・保存・管理 | 9 |
| 4. 博物館のネットワーク | 11 |
| 5. 博物館の組織・運営 | 13 |
| 6. 今後のスケジュール | 14 |
| 資料①「民族共生の象徴となる空間」における博物館 の整備・運営に関する調査検討委員会委員名簿 | 15 |
| 資料②「民族共生の象徴となる空間」における博物館 の整備・運営に関する調査検討委員会開催経過 | 16 |
| 資料③ 近年のアイヌ政策の経緯 | 17 |

1. 博物館設立の背景

平成19年9月国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」と平成20年6月に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、内閣官房長官の下に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。この懇談会は平成21年7月に報告書を取りまとめ、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づいて、「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という）をアイヌ政策の主要な政策として位置づけた。

この報告書を受け、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進することを目的に、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」の下に「民族共生の象徴となる空間」作業部会が設置され、「象徴空間」の意義、役割、機能などの基本的なコンセプト等について、1年にわたる検討が行われ、平成23年6月に同作業部会報告書（以下「作業部会報告書」という）として取りまとめられ、アイヌ政策推進会議において了承された。

このため、政府は「アイヌ政策関係省庁連絡会議」を設置して象徴空間の具体化に向けた検討に着手し、平成24年7月に「民族共生の象徴となる空間」基本構想（以下「象徴空間基本構想」という）が策定された。

「作業部会報告書」と「象徴空間基本構想」においては、次のとおり「象徴空間」の意義、役割及び機能について説明されている。

現在、アイヌ文化伝承者の減少に伴い、継承が困難になりつつあるアイヌ語等の分野が存在するとともに、いまだなおアイヌの歴史・文化等について、国民の十分な理解が得られていないなど基本的な課題に直面している。

このようなアイヌ民族を取り巻く状況に鑑み、「象徴空間」を「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンター」（「象徴空間基本構想」p.4）として位置づけるとともに、①「広義のアイヌ文化復興」の拠点¹、②「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」の拠点、③「将来の発展に向けた連携・協働」の拠点の3つの役割を主に担うものとされた（「作業部会報告書」p.4）。それらを実現するために「象徴空間」には、「展示・調査研究機能」、「文化伝承・人材育成機能」、「体験交流機能」、「情報発信機能」、「公園機能」、そして「精神文化

¹ 作業部会報告書では、土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観点から、「象徴空間」は特に、広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機能等を担うとされている。

尊重機能」の 6 つの機能を持たせる（「象徴空間基本構想」 p. 4-6）こととされた。

このうち、最初の「展示・調査研究機能」を主として担う施設として、「文化施設（博物館等）」を整備することが提言され（「作業部会報告」 p. 5）、その具体的なあり方について、文化庁が平成 24 年 3 月に設置した『『民族共生の象徴となる空間』における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会』（以下「調査検討委員会」という）において検討されることとなった（「象徴空間基本構想」 p. 5）。

調査検討委員会では、「作業部会報告」及び「象徴空間基本構想」に基づき、この博物館の目的、機能、ネットワーク及び性格等について、9 回にわたり検討を行い、象徴空間における博物館の整備・運営に関するあり方及び方向性を、以下のように『『民族共生の象徴となる空間』における博物館基本構想』として取りまとめるものである。

2. 博物館の理念と目的

「象徴空間」に設置される予定の博物館は、「アイヌ文化振興に関するナショナルセンター」の展示・調査研究機能を主として担う施設で、「ナショナルセンター」の中核施設としての役割を担うことが求められている。

「象徴空間基本構想」では、「象徴空間」は、単にアイヌ文化を振興するための空間や施設を整備するというものではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、我が国が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴とされている。

また、この「象徴空間」に設置される博物館の目指す方向性として、「アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌ民族の歴史や文化を学び、正しく理解する機会を提供するために、アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介する」、「象徴空間の展示・調査研究機能を活用してアイヌ文化に関する十分な知識を有するキュレーターを育成する」、「博物館の収蔵品や象徴空間内外の自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う」、「北海道をはじめ各地域の博物館等のネットワークの拠点となる」（「象徴空間基本構想」p.4、順不同）とされている。

これらの記述を踏まえ、調査検討委員会としては、象徴空間に設置される博物館の理念を以下のように整理した。

『この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する。』

この理念に基づく博物館の第一の目的は、国内外の人々にアイヌの歴史、文化、精神世界²等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進させることである（「教育・普及」）。すなわち、「作業部会報告」や「象徴空間基本構想」で報告されている「アイヌの歴史・文化の総合的・一体的な紹介」に則したふさわしい展示を行うとともに、児童、生徒、学生、社会人それぞれの対象に応じた講座や体験イベント等を積極的に実施していく。

² アイヌ民族の自然観、世界観、儀礼等。

第二の目的は、アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館の専門家（キュレーター等³）を育成することである（「人材育成」）。この博物館では、アイヌに関する学術的な知識を有する者だけでなく、アイヌ文化の伝承者として養成された者も積極的に受け入れ、そのような人材を、海外からの来館者や問い合わせ、要望にも対応できるグローバルな視野と能力を持つ専門家として育成する必要がある。それには博物館の活動や運営においてアイヌ文化を担う人々の積極的な参画に期待するところが大きい。

第三の目的は、アイヌの歴史と文化に関する調査と研究を行うことである（「調査・研究」）。この博物館で行う調査・研究には「アイヌの歴史・文化基礎研究」と「博物館機能強化のための研究」の二種類がある。「アイヌの歴史・文化基礎研究」とは、博物館資料に関する調査研究をはじめ、アイヌの歴史と文化に関する学術的な研究で、それは展示やワークショップをはじめとする教育・普及、人材育成等の機能を基礎から支えることになる。「博物館機能強化のための研究」とは、保存科学やアイヌ民族資料修復技術の開発、資料をデータ化するための方法の開発及び博物館での教育方法の開発などの実践的、応用的な研究で、これは博物館そのものを支える重要な研究活動となる。

第四の目的はアイヌの歴史、文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となることである（「博物館ネットワーク拠点」）。すなわち、国内外にあるアイヌの歴史や文化に関する資料・情報を収集、展示する博物館・美術館、資料館、大学や研究所などと情報の交換を密にするとともに、そのようなネットワークの拠点となることをめざす。それは単にウェブ上での情報交換のみならず、複数の博物館・美術館や資料館などと連携した巡回展示や巡回ワークショップ、あるいは大学その他の研究機関の研究室や研究者と連携した調査研究の実施等が考えられる。

³ キュレーターその他、アーキビスト、展示デザイナー、エデュケーター、コンサーベーター等の専門職が想定される。

【博物館の理念と目的】

【理念】

この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する。

【目的】

- 1 アイヌの歴史・文化・精神世界等に関する正しい知識を提供し、理解を促進する博物館
- 2 アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成する博物館
- 3 アイヌの歴史・文化に関する調査と研究を行う博物館
- 4 アイヌの歴史・文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となる博物館

「象徴空間」に設置される博物館は「ナショナルセンター」の中核的な施設としての役割を担うためにも、あらゆる人々がアプローチしやすい環境をつくることとし、そのためには、教育・普及、人材育成、調査・研究、ネットワーク拠点いずれについても、先進的な取り組みが必要となる。

3. 博物館の基本的な業務

前記の理念と目的を達成するため、「象徴空間」に設置される博物館では「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「人材育成」、「収集・保存・管理」の業務を行う。

① 展示

展示は博物館の主要で基本的な業務である。「象徴空間」に設置される博物館は実物資料、映像音響資料、文書史資料や図書等の博物館資料（デジタル化されたものを含む）を展示、閲覧という形で公開することによって、「象徴空間基本構想」等で示された「国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌ民族の歴史や文化を学び、正しく理解する機会を提供するために、アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介する」という目的と役割を果たす。

展示には常設展示⁴、特別展示⁵、巡回展示、他館との連携展示等の形式が考えられる。常設展示は、アイヌの歴史と文化に関する博物館の基本的な姿勢を示すものであるために、特にそのコンセプトとデザインとを十分に練る必要がある。特別展示以下の展示は特定のテーマにしたがって企画されるものだが、それらも上記の博物館の理念を的確に果たせるように工夫する必要がある。なお、アイヌの歴史・文化を総合的に紹介するためには、アイヌと和人との交流、北方民族との交流に加え、世界の先住民族も視野に入れた展示をすることが望ましい。

また、アイヌ文化の担い手との十分な連携を図り、展示計画やデザイン等の検討に関する協働体制を構築していくことが望ましい。

なお、展示の充実に向けては、他館からの借用資料を積極的に活用する必要があり、そのためにも、国内外の博物館とのネットワークの形成と連携協力を図る必要がある。

さらに、現在、アイヌに関する研究が十分とはいえない状況から、学問の進展と社会的な要請を的確に迅速に反映できるよう、展示が長期にわたり固定化するのを避け、可変性をもった展示方法とすることが望まれる。

⁴ 本構想では常設展示という用語を使用しているが、総合展示、平常展示等の名称も今後検討。

⁵ 本構想では特別展示という用語を使用しているが、企画展示、テーマ展示等の名称も今後検討。

②教育・普及

「象徴空間」に設置される博物館においては、利用者にアイヌの歴史や文化が正しく理解されるようにわかりやすい展示を行うことに加え、展示以外の手法を使った教育・普及活動も必要である。

展示における教育・普及活動としては、各種資料等をあらかじめ決めたコンセプトとデザインに沿って展示するのみならず、展示に込められた数々のメッセージを正しく理解してもらえるような解説が不可欠である。

特に、予備知識や基礎知識を持たない児童生徒に対しては、アイヌの歴史と文化に関する基礎知識を楽しみながら、正しく学んでもらえるように、親しみやすく工夫を凝らした展示を行うとともに、児童生徒用のプログラムによる教育・普及活動を実施する必要がある。

その手法としては、解説用教材の開発、事前教育、館外教育、振り返り学習⁶等が必要となり、「象徴空間」の「体験・交流ゾーン」との連携も重要である。これは博物館の展示における教育・普及活動を充実させるとともに、学校におけるアイヌ文化の理解に向けた教育の一環としての取り組みにつながるものである。

また、児童生徒に対する説明技術を備えたボランティアを含む教育・普及専門スタッフの養成プログラムの開発を行うことも必要である。

教育・普及活動では、学校と連携した教育・普及はもとより、社会人や外国人の来館者に対する活動も重要である。社会人については、展示資料等を観覧する際、先入観によってアイヌの歴史や文化に関して誤った理解をしてしまうことも予想されることから、展示では表しきれないアイヌの歴史や文化の奥深さを理解してもらうためにも、ギャラリートーク（展示解説）や学術的な講義、公演、ワークショップ等を積極的に行う。

外国人来館者は、我が国の先住民族であるアイヌの存在を全く知らない人たちや、あるいは先住民族が存在する国からの観光客など様々なケースが想定されるが、いずれもアイヌ民族の歴史、文化に関する正しい理解を促進するために、展示解説プレートに外国語表記を加えることや、外国語の展示解説書や解説シートの用意、さらには、解説員の外国語による展示解説といった具体的な取り組みも積極的に行う。

⁶ 体験学習を一過性の体験に留めるのではなく、学習したことを振り返り、内容の定着を図ること。

このように、アイヌ文化の正しい理解の促進には、この博物館における教育・普及活動に加え、アイヌの文化に直接触れ、体験することも必要となるため、「体験・交流ゾーン」などとの協力体制を作り上げることが必要である。

③調査・研究

この博物館において展示や教育・普及活動を行う際、その内容の信憑性を確保し、さらに新しい知見を加え続けるためには、不断の調査と研究が必要となる。

また、この博物館がアイヌの歴史と文化に関する「ナショナルセンター」としての役割を果たすためには、調査・研究の充実が不可欠である。

すでに「2. 博物館の理念と目的」でも触れたように、調査・研究には「アイヌの歴史・文化基礎研究」と「博物館機能強化のための研究」の2つの役割がある。

「アイヌの歴史・文化基礎研究」は、アイヌの歴史と文化に関する新しい知見を得るための日常的な研究であり、広義のアイヌ文化の全体が明らかにされるような研究を行えることが理想である。そこで研究の対象とされるのは、博物館の収蔵品となるアイヌの民族資料についての調査・研究はもとより、アイヌの歴史と文化、そして現代の状況に関するあらゆるテーマが含まれる。

そのような基礎研究を実施するためには、まず、博物館の専門家とアイヌ文化の伝承者・実践者が協力して調査・研究を進めることが必要である。さらに、一つの機関では対処できない課題が多いことから、アイヌ資料を有する博物館や研究機関、アイヌ研究の専門家や組織等を有する大学、さらには北海道アイヌ協会、その他アイヌ文化に関する調査・研究等を行っている組織との連携協力体制の構築が欠かせない。

「博物館機能強化のための研究」とは、博物館の展示や教育・普及、資料の収集・保存・管理などの博物館活動に直接つながる応用研究である。展示のコンセプトやデザインを作るにしても、施設や資料を利用した教育・普及活動をするにしても、可変性を持った取組を実施しなければならない。また、資料の保存・修復・管理にあたっては、どのようなものが、どう製作され、いかに保存すればいいのか、アイヌ関連の資料を修復するにはどのようなやり方があるのかといったことを調べ、試してみて、効果や結果を確認していく必要がある。

つまり、博物館の現場で得られる経験に照らし合わせて、改良、改善していくことがこの「博物館機能強化のための研究」の特徴である。これにより初めて展示、教育・普及、収集・保存・管理といった業務が十全に果たされるのである。

以上の諸点に鑑みると、博物館の業務として「調査・研究」を核として他の業務を展開させる形にすることで、「ナショナルセンター」の中核施設としての役割を発揮することが可能となる。

④ 博物館人材育成

「2. 博物館の理念と目的」で触れたように、人材育成とは博物館の次世代を担う人材の養成を推進するものである。アイヌ文化そのものを受け継ぐ後継者の育成が、主に「体験・交流ゾーン」で行われるのに対し、博物館で実施する人材育成とは、高度な博物館機能を維持し、さらに向上させるために必要とされる博物館を支える専門家集団（キュレーター等）を育成するものである。したがって、「体験・交流ゾーン」で実施されるアイヌ文化の後継者育成事業とは目的が異なるために、博物館では別個に人材育成を行うことになるが、後述のように、両者は緊密に協力し合う必要がある。

博物館において人材育成を必要とする分野は調査・研究だけに限らず、展示、教育・普及、資料の収集・保存・管理といったあらゆる分野で常に次世代の育成が欠かせない。したがって、博物館の各部署における若手人材の登用、蓄積された知識や技能の体系的な伝達のための教育方法の開発、広く人材を育成するためのインターンシップの導入、大学等における学芸員養成課程の実習生の受入、「体験・交流ゾーン」との共同研修といった活動を行うことが考えられる。

この博物館は、アイヌの人々との連携協力の促進を図る方向性を持つことから、展示、教育・普及、調査・研究、収集・保存・管理の様々な運営面に、アイヌの文化を伝承する人々の参画が不可欠である。

⑤ 収集・保存・管理

現代の博物館では、実物資料をはじめ、実物資料以外にも動画や静止画、音声資料（「映像音響資料」）、あるいは文字テキスト（「文書史資料・図書」）など

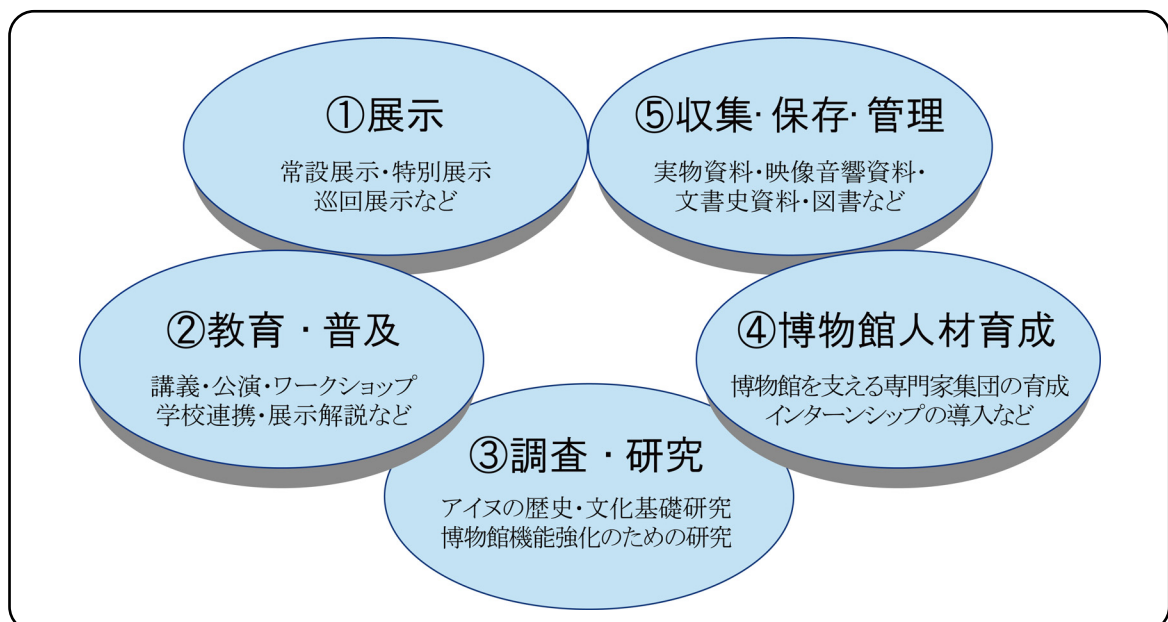
多種多様な資料を駆使する展示が主流となってきている。いずれの種類の資料にせよ、展示や研究の材料や対象となる資料の収集は博物館にとって極めて重要かつ基本的な業務であり、その集積体であるコレクションを構築する必要がある。

アイヌ文化関連の資料に特化した収集活動は18世紀ころから、国内外の研究者やコレクターによって始められており、以来2世紀余にわたって収集がなされてきた。その結果、膨大な数のアイヌ文化関連の資料が、国内外の博物館や研究機関に保管されている。しかし、古い資料を個人が所有していることもまれではないと同時に、アイヌ文化関連の資料は現在でも次々と新しく生み出されている。したがって、古い資料から現代作家の工芸品に至るまで、資料収集は不断に続けなければならない重要な活動である。

このため、実物資料はもとより、文書資料、映像音響資料等の購入、寄贈・寄託、貸借、データによる収集等の収集方法について検討を進める必要がある。

収集された資料を展示や教育・普及、あるいは調査・研究等に活用するためには、それらを適切に情報化しなければならない。また、それらを後世に伝えるためには適切な環境で保存し、万が一破損等が起きた場合には適切な修復を施さなければならない。「象徴空間」に設置される博物館は、資料の収集だけに留まらず、資料の情報化、保存、修復に関しても「ナショナルセンター」の中核を担う施設として機能する必要がある。すなわち、アイヌの文化や歴史に関する資料の情報化、保存、修復に関する方法や手法の開発を不断に行うことはもちろん、それについての最先端の知見と技術を有することが理想である。

【基本的な業務】



4. 博物館のネットワーク

近年、交通輸送技術と情報通信技術の急速な発達によって、かつては1つ1つが文化情報発信の拠点だった博物館も、もはや1館だけでは情報発信拠点として十分な機能を発揮できなくなった。情報があふれる時代に突入して、来館者をはじめ、博物館を利用する人々の要望が多様化、複雑化して、とても1つの博物館ではその要望に応えきれなくなっている。そのため、多くの博物館間で情報交換を促進し、相互に補完し合うような試みがなされている。すなわち国内外の博物館等とのネットワークの構築と情報の共有化が重要となる。それには情報通信技術の発達によって使いやすさが飛躍的に向上したサイバー空間⁷の存在が大きな役割を果たしているため、この「象徴空間」に設置される博物館においても、サイバー空間を活用したネットワークの構築を図る必要がある。

また、アイヌ関係資料やアイヌ文化等に関する情報は世界各地に存在しているが、アイヌの歴史と文化に特化した博物館や研究機関が少ないことから、全て情報が紹介されている状況にはない。

そこで、「象徴空間」に設置される博物館においては、国内外の博物館・研究機関が発信する情報の結合点という役割が果たせるようなネットワーク機能の構築を目指し、国内外のアイヌ関連資料やアイヌ文化等に関する情報を有する施設等を調査のうえ、情報の集積と集積した情報についても発信・提供を行う必要がある。

すなわち、「象徴空間」に設置される博物館が発信する情報によって、世界中にどのようなアイヌ関係の資料やアイヌ文化に関する情報が存在し、どのようにすればアクセスできるかの確認が可能となるよう、「象徴空間」に設置される博物館を中心としたアイヌに関する資料とアイヌ文化等の情報に関するネットワークを形成する必要がある。

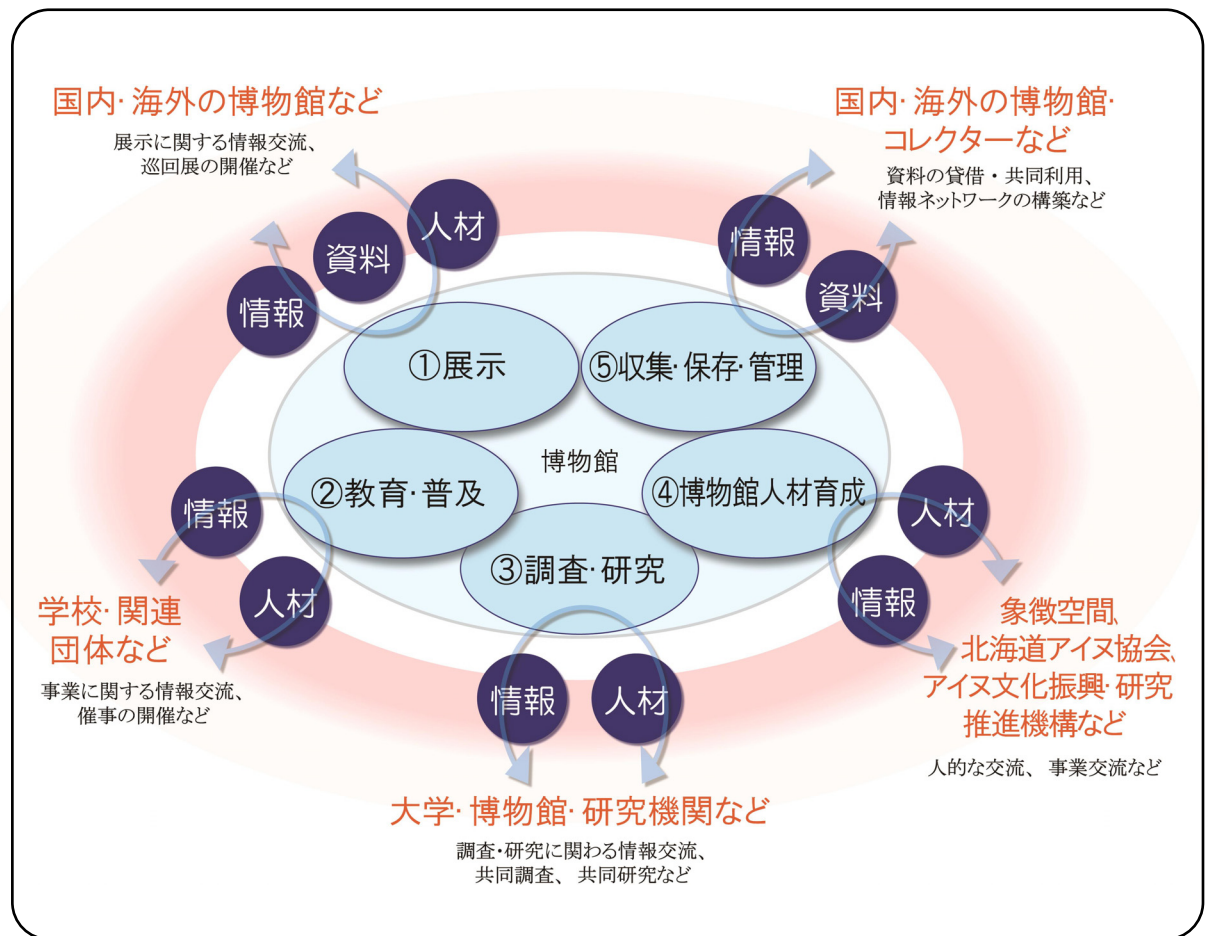
この円滑な実施のためにも、ネットワークを形成すべき施設や対象を事前に調査した上で、開館前にネットワークシステムを構築しておく必要がある。

このため、できるだけ早い段階に連絡協議会等を設置することが求められる。

なお、「象徴空間」に設置される博物館が形成するネットワークの対象としてサイバー空間上で送受信される電子的なものに限らず、刊行物や実物資料、映像音響資料の貸借に加え、博物館の人的交流も視野に入れたものであることが望ましい。

⁷ コンピュータネットワーク上の仮想的な空間、電子的仮想空間。インターネットとほぼ同義。

【博物館のネットワークイメージ図】



5. 博物館の組織・運営

調査検討委員会は、「象徴空間」の「展示・調査研究機能」を主として担う施設である博物館の基本構想を取りまとめることとなっている。「象徴空間」における「文化伝承・人材育成機能」の具体的な取組内容については、有識者や若手を含むアイヌの人々等の声を聴きつつ、別途検討が進められているところである。

「象徴空間」がアイヌ文化復興に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史・文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進を図るためにも、各機能間における連携協力とアイヌの歴史・文化の紹介等にあたっての整合性の担保が欠かせない。

そのため、博物館の組織・運営の検討にあたっては、象徴空間内の博物館以外の機能と一体性を持った管理運営方法を確保する観点が必要であり、博物館以外の機能の整備に向けた検討のさらなる進捗を期待する。

また、「象徴空間」における博物館の運営に関しては、作業部会報告書において、象徴空間の整備、運営等については、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、国が施策の推進において主体的な役割を担うとともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割に応じて積極的に連携・協力することとされており、これを踏まえて検討を進める必要がある。

なお、「象徴空間」が整備される北海道内には、アイヌ文化や資料の展示、調査・研究、教育・普及を行う博物館や研究施設、さらにアイヌの歴史に関連する史跡等が点在している。これらの施設とネットワークを形成し、様々な分野での連携、協力及び交流を図ることで、アイヌの歴史の正しい理解やアイヌ文化の振興に貢献することが重要である。

さらに、「象徴空間」に設置される博物館は、アイヌの歴史や文化を国内外に広く発信し、国民等の正しい理解を促進することを目的とする博物館であることから、博物館を支える専門家集団として、展示や教育・普及の業務をはじめ、管理運営面に至るまでの広範な業務にアイヌの人々が参画できる体制を構築する必要がある。また、この博物館は、「文化伝承・人材育成機能」や「体験交流機能」との連携・協力が欠かせないことから、アイヌ文化の伝承者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できるような体制にすることが望ましい。

また、この博物館では、入館料収入の他に、館内にミュージアムショップなど

の収入が期待できる機能や設備を設置する方向とし、その詳細については、今後の「博物館基本計画」の中で検討する。

6. 今後のスケジュール

この博物館基本構想の取りまとめ後は、この構想に記載されている各業務や博物館ネットワーク及び博物館の組織・運営に関するあり方や方向性について、より具体化を図るための検討を進め、「博物館基本計画」の策定を目指すこととする。

また、「博物館基本計画」の検討体制として、本調査検討委員会の下に、「展示・調査研究」や「施設整備」、「組織運営」等をより専門的に検討するための各専門部会を設け、具体的内容に関する議論を進めることとする。

なお、本検討委員会における検討過程で各委員から出された具体的な内容等については、各専門部会に引き継ぎ、「博物館基本計画」に反映することとする。

さらに、将来的には、「博物館基本計画」が策定され次第、当該博物館の設計に関する作業に着手する予定である。

資料① 「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会委員名簿

(平成 25 年 8 月現在)

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|-----|---------|------------------------|
| 座 長 | 佐々木 利 和 | 北海道大学アイヌ・先住民研究センター特任教授 |
| 副座長 | 佐々木 史 郎 | 国立民族学博物館教授 |
| 委 員 | 加 藤 忠 | (社)北海道アイヌ協会理事長 |
| 委 員 | 佐 藤 幸 雄 | (社)北海道アイヌ協会前常務理事・事務局長 |
| 委 員 | 竹 谷 千 里 | 北海道環境生活部長 |
| 委 員 | 出利葉 浩 司 | 北海道開拓記念館学芸副館長 |
| 委 員 | 戸 田 安 彦 | 白老町長 |
| 委 員 | 中 村 睦 男 | (公財)アイヌ文化振興・研究推進機構理事長 |
| 委 員 | 永 井 順 國 | 政策研究大学院大学客員教授 |
| 委 員 | 野 本 正 博 | (一財)アイヌ民族博物館常務理事・館長 |
| 委 員 | 平 川 南 | 国立歴史民俗博物館長、山梨県立博物館長 |
| 委 員 | 村 木 美 幸 | (一財)アイヌ民族博物館専務理事 |
| 委 員 | 森 田 稔 | 九州国立博物館副館長 |
| 委 員 | 山 下 治 子 | ミュージアム情報誌「月刊ミュゼ」編集長 |

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 (当時) | 委員在任期間 |
|-----|---------|---------------|----------------------|
| 委 員 | 小 林 孝 二 | 北海道開拓記念館学芸副館長 | 平成 24 年 3 月～25 年 3 月 |
| 委 員 | 伊 藤 邦 宏 | 北海道環境生活部長 | 平成 24 年 4 月～25 年 3 月 |
| 委 員 | 山 谷 吉 宏 | 北海道環境生活部長 | 平成 24 年 3 月 |

資料② 「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会開催経過

| 回数 | 開催日時・場所 | 主な議事 |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 平成24年3月29日 (文部科学省会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・座長及び座長代理の選出について ・アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告について(報告) ・「民族共生の象徴となる空間」のゾーニングイメージについて(国土交通省「民族共生の象徴となる空間のイメージ構築に向けた検討会」報告) ・「民族共生の象徴となる空間」に整備される博物館のあり方、イメージ等について |
| 第2回 | 平成24年5月23日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の目的・性格・テーマ等について ・運営のあり方について |
| 第3回 | 平成24年6月27日 (北海道白老町) | <ul style="list-style-type: none"> ・象徴空間及び博物館整備予定地視察 ・アイヌ民族博物館視察 ・既存施設の活用のあり方について |
| 第4回 | 平成24年8月27日 (文部科学省会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・「民族共生の象徴空間基本構想」について(「アイヌ政策関係省庁連絡会議」報告) ・博物館の目的、基本的な機能等について <ol style="list-style-type: none"> ① 目的について ② 展示機能について ③ 調査・研究機能について |
| 第5回 | 平成24年11月8日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の基本的な機能について <ol style="list-style-type: none"> ① 人材育成機能について ② 教育普及機能について ③ ネットワーク(情報受発信等)について |
| 第6回 | 平成25年2月13日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の基本的な機能等について 資料の収集・管理機能について |
| 第7回 | 平成25年5月30日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の組織・運営のあり方について |
| 第8回 | 平成25年7月9日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(案)について |
| 第9回 | 平成25年8月22日 (文化庁会議室) | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の取りまとめ |

資料③ 近年のアイヌ政策の経緯

- ・平成19(2007)年9月：国際連合総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
- ・平成20(2008)年6月：「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院において全会一致で採択
- ・平成20(2008)年8月～内閣官房長官の下に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策のあり方について総合的に検討
- ・平成21(2009)年7月：「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書で、新たなアイヌ政策全体の「扇の要」となる政策として「民族共生の象徴となる空間」が位置づけられた
- ・平成22(2010)年1月～内閣官房長官の下で、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するための政府の「アイヌ政策推進会議」を開催
- ・平成22(2010)年12月：「アイヌ政策推進会議」の下に設置された「民族共生の象徴となる空間」作業部会において、候補地に北海道白老町を選定
- ・平成23(2011)年6月：「民族共生の象徴となる空間」作業部会が、空間の意義や具体的機能等についての検討結果を報告
- ・平成23(2011)年8月：国土交通省が「民族共生の象徴となる空間のイメージの構築に向けた検討会」を設置
- ・平成24(2012)年3月：「民族共生の象徴となる空間のイメージの構築に向けた検討会」が空間のあり方に関する報告書を策定
- ・平成24(2012)年3月：文化庁が「民族共生の象徴となる空間における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会」を設置
- ・平成24(2012)年7月：アイヌ政策関係省庁連絡会議が「民族共生の象徴となる空間」基本構想を策定